



島根県報

平成19年 3月30日 (金)
第 1,866 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務課)	3
補助金等交付規則の一部を改正する規則	(財政課)	3
結核予防法施行細則を廃止する規則	(薬事衛生課)	4
みつばちについての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則	(農畜産振興課)	5
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	7
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審査課)	7
島根県議会議事堂別館管理規則及び島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	(議会事務局)	7

告 示

島根県工場生産動態調査要綱の一部改正	(統計調査課)	8
島根県土地利用基本計画の一部変更	(土地資源対策課)	10
救急病院の指定	(医療対策課)	10
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢者福祉課)	10
島根県持続農業導入指針変更の公表	(農畜産振興課)	11
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	11
県営土地改良事業の工事の完了	()	11
解除予定保安林	(森林整備課)	11
森林法第189条の規定による告示及び揭示	()	12
道路の区域の変更	(道路維持課)	12
道路の供用開始	()	13
浸水想定区域の指定 (3件)	(河川課)	15
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	16
土砂災害警戒区域の指定	()	17
ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	(都市計画課)	24
都市計画事業変更の認可 (2件)	(下水道推進課)	24

訓 令

職員の任免発令式の一部改正	(人事課)	25
島根県職員服務監察規程の一部改正	()	27

公 告

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	(総務課)	28
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	()	30
島根県総合防災情報システム更新に伴う開発及び運用・保守業務に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(消防防災課)	32
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	37

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	38
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	38
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	40
都市計画変更の図書の縦覧	(下水道推進課)	40
特定調達公告		
ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務に係る随意契約の相手方等	(情報政策課)	40
選管告示		
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体		41
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体		41
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体		43
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体		43
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体		43
不在者投票を行うことができる施設の指定		44
人委告示		
平成19年10月採用島根県警察官(大学卒)採用試験の実施		44
漁調委指示		
船舶を錨止めして行う釣りの禁止		47

公布された条例等のあらまし

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第21号)

1 規則の概要

会社法の施行に伴う用語の整理(第2条関係)

改正前	改正後
資本	資本金

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

補助金等交付規則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金及び交付金の範囲を改正することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

結核予防法施行細則を廃止する規則(規則第23号)

1 規則の概要

結核予防法施行細則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

みつばちについての腐蝕病まん延防止規則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 規則の概要

- (1) 移入制限について、巣箱ごとに腐蝕病検査済証をちょう付する規定を削除することとした。(第3条・第4条関係)

- (2) 腐蛆病が発生したときは、別に告示する区域及び期間内においては、みつばち等を移動させてはならないこととした。(第6条関係)
- (3) 腐蛆病の発生時におけるみつばち等の移動の条件として、家畜防疫員の指示に基づくことを加えることとした。(第6条関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第25号)

1 規則の概要

景観形成地域内における行為の届出及び大規模行為の届出の規定の適用を除外する行為に、景観法の規定により許可等を要する行為のうち知事が指定するものを加えることとした。(第12条・第14条関係)

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第26号)

1 規則の概要

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理(第1条の2関係)

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

島根県議会議事堂別館管理規則及び島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則(規則第27号)

1 規則の概要

地方自治法の一部を改正する法律の施行による吏員制度の廃止に伴う次に掲げる規則の規定の整理

- (1) 島根県議会議事堂別館管理規則
- (2) 島根県議会の予算の執行に関する専決規則

2 施行期日

平成19年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第21号

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年島根県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第22号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表中第8号、第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、第7号を第10号とし、第3号から第6号までを3号ずつ繰り下げ、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- 1 公立大学法人島根県立大学運営費交付金
- 2 地方職員共済組合島根県支部事務費負担金

別表第4号の次に次の1号を加える。

- 5 地域でガッチリ安心サポート事業(地域支援事業)交付金

別表中第34号を第42号とし、第33号を第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 41 漁業・漁村振興頑張る市町村応援交付金

別表中第32号を第39号とし、第31号を第38号とし、第30号を第37号とし、第29号を第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 36 森林・林業振興頑張る市町村応援交付金

別表中第28号を第34号とし、第27号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 33 近所の森はみんなで守る地域の緑の少年団育成支援事業交付金

別表中第26号を第31号とし、第25号を第30号とし、第24号を第29号とし、第23号を第26号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 27 農地・水・環境保全向上対策交付金
- 28 農業・農村振興頑張る市町村応援交付金

別表中第22号を第25号とし、第16号から第21号までを3号ずつ繰り下げ、第15号を第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 18 島根県救急業務高度化推進事業交付金

別表中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

- 12 障害者自立支援給付費負担金
- 13 障害者医療費負担金

別表に次の1号を加える。

- 43 公立学校共済組合島根支部運営費負担金

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第8号、第10号及び第11号に掲げる負担金については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則(以下「改正後の規則」という。)第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第5号、第12号、第13号及び第18号に掲げる負担金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第23号

結核予防法施行細則を廃止する規則

結核予防法施行細則(昭和26年島根県規則第106号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

みつばちについての腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第24号

みつばちについての腐蛆病まん延防止規則の一部を改正する規則

みつばちについての腐蛆病まん延防止規則(昭和31年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「移入直前 1 箇月」を「移入前30日」に、「証明書を有し、かつ、巣箱に腐蛆病検査済証をちょう付してある」を「証明がなされている」に改める。

第 4 条第 2 項中「うけよう」を「受けよう」に、「別記様式第 1 号」を「様式第 1 号」に改め、同条第 3 項中「別記様式第 2 号」を「様式第 2 号」に、「交付し、かつ、巣箱ごとに腐蛆病検査済証(別記様式第 3 号)をちょう付する」を「交付する」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

みつばちについての腐蛆病が発生したときは、別に告示する区域及び期間内においては、みつばち等を移動させてはならない。ただし、家畜保健衛生所長の検査を受けた場合で家畜防疫員の指示に基づいて移動するときは、この限りでない。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号(第 4 条関係)」に、「同規則第 4 条第 2 項」を「場合を含む。」に、

- | | | | |
|---------------|---|---------------|-------|
| 「 3 移出(移動)先地名 | | 「 3 飼育群数 | |
| 4 到着駅(港) | | 4 検査予定群数 | |
| 5 発送地名 | | 5 移動先地名及び荷受人名 | |
| 6 発送駅(港) | を | 6 発送地(駅又は港)名 | に改める。 |
| 7 輸送方法 | | 7 到着地(駅又は港)名 | |
| 8 経由線 | | 8 移動の方法及び経路 | 」 |
| 9 移出(移動)蜂群 | | | |
| 10 移出(移動)箱数 | 」 | | |

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

島 根 県	発行番号	第	号	腐 ^そ 蛆 病 検 査 証 明 書	
所有者(管理者) の住所及び氏名					
検 査 場 所		検 査 年 月 日		年 月 日	
飼 養 群 数		検 査 群 数		そ の 他	
上記のみつばち等については、腐 ^そ 蛆 病 検 査 の 結 果、異 常 の な い こ と を 証 明 す る。 年 月 日					
(証明者) ㊟					
移 動 先 地 名 及 び 荷 受 人 氏 名					
発 送 地 (駅 又は港) 名		到 着 地 (駅 又は港) 名		移 動 の 方 法 及び経路	
注 1 この証明書は、移動時常に携行し、移動先に到着後直ちに都道府県知事又は最寄りの家畜保健衛生所長 に提出すること。 2 この証明書の有効期間は、発行の日から30日とする。					

- 備考 1 検査場所欄には検査を行った養蜂場の所在地を、飼育群数欄には所有者(管理者)が所有(管理)する全蜂群数を、検査群数欄には飼育群数のうち検査場所で検査を受けた群数を記載すること。
2 その他欄には、腐^そ 蛆 病 検 査 済 証 の 発 行 番 号 等 を 記 載 す る こ と。

様式第 3 号を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第25号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中第 9 号を第10号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第 1 項の規定により届け出て行う行為、同法第22条第 1 項若しくは第31条第 1 項の規定により許可を受けて行う行為、同法第63条第 1 項の規定により認定を受けて行う行為、同法第72条第 1 項若しくは第75条第 1 項の規定による市町村の条例に基づき認定を受けて行う行為又は同法第73条第 1 項若しくは第75条第 2 項の規定による市町村の条例に基づき許可を受けて行う行為で知事が指定するもの

第12条第 2 項中「第 9 号」を「第 4 号又は第10号」に改める。

第14条第 1 項中第10号を第11号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 景観法第16条第 7 項に規定する行為、同法第22条第 1 項ただし書若しくは第31条第 1 項ただし書に規定する行為、同法第72条第 1 項若しくは第75条第 1 項の規定による市町村の条例の規定により認定を要しないこととされた行為又は同法第73条第 1 項若しくは第75条第 2 項の規定による市町村の条例の規定により許可を要しないこととされた行為で知事が指定するもの

第14条第 2 項中「第 9 号」を「第 4 号又は第10号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第26号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県議会議事堂別館管理規則及び島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第27号

島根県議会議事堂別館管理規則及び島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

(島根県議会議事堂別館管理規則の一部改正)

第1条 島根県議会議事堂別館管理規則(昭和46年島根県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務吏員」を「職員」に改める。

第3条第1項中「島根県事務吏員」を「職員」に改める。

(島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部改正)

第2条 島根県議会の予算の執行に関する専決規則(昭和49年島根県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「事務吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第249号

島根県工場生産動態調査要綱(昭和33年島根県告示第975号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

本則第3項中「昭和26年統計委員会告示第6号(統計調査に用いる産業分類の名称及び分類表を定める件)」を「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年総務省告示第139号)」に改める。

本則第9項を次のように改める。

9 統計調査員

(1) 調査に従事させるため知事は、調査員を任命する。

(2) 調査員は、調査を行うときは、統計調査員証(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式 (第 9 項関係)

(表)

写真	発給番号
	統計調査員証
	(調査名) 島根県工場生産動態調査
	(氏名)
	この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。
	任命期間 年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日交付
	島 根 県 知 事 印

(裏)

注意事項

- この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示してください。
- この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。
- この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき、又は発行者から返納を命じられたときは、直ちに発行者に返納してください。

島根県統計調査条例抜すい

(申告義務)

第 2 条 知事は、「調査」のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。

2 [略]

(秘密の保護)

第 6 条 調査の結果知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項は、他に漏らしてはならない。

第 7 条 何人も調査のために集められた個々の調査事項を統計上の目的以外に使用し又は使用させてはならない。

(罰則)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- 第 2 条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 第 2 条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
- [略]
- 調査の事務に従事する者又はその他の者で調査の結果を真実に反するものたらしめる行為をした者

(A 列 7 判 : 横)

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

島根県告示第250号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振興部土地資源対策課並びに松江市役所、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所及び東出雲町役場に備え付け一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 松江市の一部
- 出雲市の一部
- 安来市の一部
- 雲南市の一部
- 東出雲町の一部

島根県告示第251号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めたと、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	所 在 地	認 定 期 間
六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市368番地4	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで
隠岐広域連立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町大字美田2071番地1	平成19年3月26日から 平成22年3月25日まで

島根県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

開 設 者 の 名 称	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
陶山 吉朗	陶山診療所	雲南市三刀屋町三刀屋113番2	平成19年 3月31日

島根県告示第253号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第 3 条第 3 項の規定により島根県持続農業導入指針を平成19年 3 月 9 日に変更したので、同条第 4 項の規定により、別冊のとおり公表する。

別冊は、掲載を省略し、島根県農林水産部農畜産振興課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、大田市久手町土地改良区の定款変更を平成19年 3 月 23日付けで認可した。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第255号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
前原西谷地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成19年 2 月28日

島根県告示第256号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
雲南市木次町下熊谷1907 - 2 ・ 1907 - 3 ・ 1909 - 3 ・ 三刀屋町上熊谷1562 - 3 ・ 1563 - 2（以上 5 筆国有林）、雲南市木次町下熊谷175 - 3 ・ 1897 - 2 ・ 三刀屋町上熊谷1562 - 2（以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
雲南市木次町下熊谷264 - 3 ・ 1926 - 9（以上 2 筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第257号

平成19年島根県告示第165号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市伯太町峠之内786 - 11	芦村 誠	鳥取県米子市寺町 6
安来市広瀬町布部2353	安部 宣男	鳥取県米子市灘町 3 - 30
安来市伯太町赤屋817 - 1	川上 善次	安来市伯太町下小竹258 - 1
安来市広瀬町宇波2141	澤田 勝太郎	安来市広瀬町宇波780
安来市伯太町峠之内786 - 11	新田 チヨノ	安来市伯太町峠之内480
安来市伯太町峠之内786 - 11	山岡 弘明	兵庫県神戸市垂水区学が丘

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第258号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4742番1地先から同4744番8地先まで	前 A	メートル 5.00 ~ 30.00	メートル 903.00	県央県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
		邑智郡邑南町日貫4745番地先から同4744番8地先まで	B	8.00 ~ 40.00	630.00	
			後 B	8.00 ~ 40.00	630.00	

"	"	浜田市旭町本郷2022番7地先から同1204番1地先まで	前 A	5.50 ~ 47.00	558.00	浜田県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
			前 B	8.00 ~ 55.00	600.00			
			後 B	8.00 ~ 55.00	600.00			
"	萩津和野線	鹿足郡津和野町後田口70番地先から同町後田字祇園丁口291番地先まで	前	6.20 ~ 13.50	460.40	益田県土整備事務所津和野土木事業所	拡幅 電線共同溝事業	
			後	6.20 ~ 13.50	460.40			
"	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町今津風ノ松783番4地先から同町今津松山857番3地先まで	前	A	5.00 ~ 55.00	417.00	隠岐支庁県土整備局	左記の A、B、C 及び D は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 フォースウェイ解消 町道移管
		隠岐郡隠岐の島町今津風ノ松773番2地先から同町今津田垣846番1地先まで		B	12.00 ~ 19.00	520.00		
		隠岐郡隠岐の島町今津田垣846番1地先から同町今津小谷819番2地先まで		C	11.00 ~ 17.00	320.00		
		隠岐郡隠岐の島町岬町岬2025番3地先から同町今津中瀬148番1地先まで		D	11.00 ~ 91.00	3,100.00		
		後 D	11.00 ~ 91.00	3,100.00				
"	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村新土手175番4地先から同町中村道ノ下492番地先まで	前	A	5.00 ~ 78.00	1,050.00	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
		隠岐郡隠岐の島町中村新土手1476番1地先から同町中村道ノ下492番地先まで		B	10.00 ~ 24.00	1,140.00		
		後 B	10.00 ~ 24.00	1,140.00				
"	"	隠岐郡隠岐の島町中村荒神谷633番3地先から同町中村中鹿700番地先まで	前	A	4.50 ~ 10.00	280.00	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	
				B	8.00 ~ 28.00	260.00		
			後 B	8.00 ~ 28.00	260.00			

島根県告示第259号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀高3763番34地先から同29番4地先まで	メートル 234.00	平成19年 3月30日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	184号	出雲市佐田町八幡原966番26地先から同784番4地先まで	357.30	平成19年 3月30日	出雲県土整備事務所	
県道	横田伯南線	仁多郡奥出雲町大呂457番1地先から同496番3地先まで	240.00	平成19年 3月30日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
"	下横田出雲三成停車場線	仁多郡奥出雲町大谷710番3地先から同1430番80地先まで	658.00	平成19年 3月30日		
"	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町小馬木1317番12地先から同2190番1地先まで	223.00	平成19年 3月30日		
"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所1825番1地先から同620番2地先まで	162.00	平成19年 3月30日		
"	出雲三刀屋線	出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同字1629番1地先まで	246.10	平成19年 3月31日		出雲県土整備事務所
"	多伎江南出雲線	出雲市上塩冶町字大井谷292番2地先から同字1743番4地先まで	367.00	平成19年 3月30日		
"	一の瀬折居線	浜田市折居町45番2地先から同町59番1地先まで	47.00	平成19年 3月30日	浜田県土整備事務所	
"	岡見停車場線	浜田市三隅町岡見5096番1地先から同5092番6地先まで	25.00	平成19年 3月30日		
"	桜江金城線	浜田市金城町追原250番3地先から同203番2地先まで	237.00	平成19年 3月30日		
"	三隅美都線	浜田市三隅町向野田489番2地先から同1915番地先まで	224.60	平成19年 3月30日		
"	浅利渡津線	江津市松川町上河戸390番6地先から同町八神318番地先まで	2,153.00	平成19年 3月30日		
"	田所国府線	浜田市宇野町450番2地先から同町179番1地先まで	845.00	平成19年 3月30日		
"	浜田八重可部線	浜田市後野町2494番4地先から同地先まで	25.00	平成19年 3月30日		
"	浜田美都線	浜州市内村町1954番16地先から同町1954番18地先まで	125.00	平成19年 3月30日		
"	"	浜州市内村町1951番1地先から同町1950番1地先まで	92.60	平成19年 3月30日		

〃	〃	浜田市弥栄町田野原821番 5 地先から同284番 1 地先まで	270.00	平成19年 3月30日		
〃	益田種三隅線	益田市下種町2737番 3 地先から同町1486番 1 地先まで	404.00	平成19年 3月30日	益田県土整備事務所	
〃	益田澄川線	益田市有明町口2228番22地先から同町590番 2 地先まで	42.00	平成19年 3月30日		
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川八1096番 8 地先から同69番 2 地先まで	104.00	平成19年 3月30日		
〃	津和野田万川線	益田市桂平町1950番 1 地先から同町1154番地先まで	1,523.00	平成19年 3月30日		
〃	〃	益田市桂平町1436番 3 地先から同町1950番 2 地先まで	712.00	平成19年 3月30日		
〃	美濃地石見横田停車場線	益田市川登町598番 5 地先から同町618番 2 地先まで	200.00	平成19年 3月30日		
〃	萩津和野線	鹿足郡津和野町森村下中島口94番 5 地先から同町森村堀内八19番 8 地先まで	160.80	平成19年 3月30日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町後田口70番地先から同町後田字祇園丁口291番地先まで	460.40	平成19年 3月30日		
〃	海士島線	隠岐郡海士町大字海士6434番 1 地先から同町大字福井6432番 1 地先まで	63.10	平成19年 3月30日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡海士町大字御波 1 番 1 地先から同大字2428番地先まで	147.10	平成19年 3月30日		
〃	〃	隠岐郡海士町大字福井390番 1 地先から同大字366番 2 地先まで	85.40	平成19年 3月30日		
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町南方川辺295番 1 地先から同町北方客ノ森357番 5 地先まで	560.00	平成19年 3月30日		
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久カイ 2 番 1 地先から同町大久カイ 4 番 1 地先まで	145.20	平成19年 3月30日		

島根県告示第260号

二級河川浜田川水系浜田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第261号

二級河川周布川水系周布川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第262号

二級河川益田川水系益田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び益田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第263号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 吉浦東
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次に結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市温泉津町吉浦390番1	1号
” 344番3	2号
” 345番3	3号
” 353番1	4号
” 452番	5号

- 1 区域の名称 吉浦東
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市温泉津町吉浦345番12	1号
” 716番	2号
” 588番5	3号
” 353番11	4号
” 353番1	5号
” 345番7	6号及び9号
” 345番11	7号及び8号

- 1 区域の名称 森脇2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から18号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と18号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市掛合町多根435番 1	1 号
" 441番 1	2 号
" 451番 1	3 号及び 4 号
" 453番	5 号
" 491番 2	6 号
" 496番 1	7 号及び 8 号
" 518番 1	9 号
" 525番	10号
" 520番 4	11号
" 3029番	12号から15号まで
" 493番 1	16号
" 3032番	17号
" 3033番 7	18号

島根県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

浜田市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

相生 A、相生 B、相生 C、相生町 A、相生町 B、相生町 C、相生町 D、青浦 A、青浦 B、青浦 C、青川 A、青川 B、上ヶ山 A、上ヶ山 B、上ヶ山 C、上ヶ山 D、上ヶ山 E、上ヶ山 F、上ヶ山 G、上ヶ山 H、上ヶ山 I、上ヶ山 J、上ヶ山 K、上ヶ山 L、上ヶ山 M、上ヶ山 N、上ヶ山 O、上ヶ山 P、上ヶ山 Q、上ヶ山 R、上ヶ山 S、上ヶ山 T、浅井 A、浅井 B、浅井 C、浅井 D、浅井 E、浅井 F、浅井 G、芦谷西中芦谷 A、芦谷西中芦谷 B、芦谷西中芦谷 C、芦谷西中芦谷 D、熱田、熱田、熱田イ、熱田町 1、熱田町 2、熱田町 3、熱田町 5、姉金 A、姉金 B、姉金 C、姉金 D、姉金 E、姉金 F、姉金 G、姉金 H、姉金 I、姉金 J、姉金 K、姉金 L、洗川 A、洗川 B、洗川 C、洗川 D、洗川 E、洗川 F、荒磯、荒磯谷 A、荒磯谷 B、荒磯谷 C、荒磯谷 D、荒磯谷 E、荒磯谷 F、荒磯谷 G、荒磯谷 H、荒磯谷 I、荒相 A、荒相 B、荒相 C、荒相 D、荒相 E、荒相 F、荒相 G、荒相 H、井川四区 A、井川四区 B、井川四区 C、井川四区 D、井川四区 E、井川四区 F、井川四区 G、井川四区 H、伊甘 A、伊甘 B、石浦 A、石浦 B、石浦 C、石浦 D、石浦 E、石浦 F、石浦 G、石浦 H、石浦 I、石原 A、石原 B、石原 C、石原 D、石原 E、石原 F、石原 G、石原 H、石原団地、板ヶ峠 A、板ヶ峠 B、板ヶ峠 C、板ヶ峠 D、板ヶ峠 E、櫛田原、櫛田原 1、櫛田原 A、櫛田原 B、櫛田原 C、櫛田原 D、櫛田原 E、櫛田原 F、櫛田原 G、櫛田原 H、一ノ瀬 A、一ノ瀬 B、市場 A、市場 B、市場 C、市場 D、市場 F、市場 G、市場 H、市場 I、市場 J、市場 K、市場 L、市場 M、市場 N、市場 O、市場 P、伊南 A、伊南 B、伊南 C、井野 A、井野 B、井野 C、井野 D、井野 E、井野大谷 A、井野大谷 B、井野大谷 C、井野大谷 D、井野大谷 E、井野大谷 F、井野大谷 G、井野大谷 H、井野大谷 I、井野大谷

J、井野大谷K、井野大谷L、井野大谷M、井野大谷N、井野大谷O、井野大谷P、井野大谷Q、井野小学校、井野町1 - 、井野町1 - 、猪伏A、猪伏B、猪伏C、猪伏D、今井迫A、今井迫B、今浦A、今浦B、今浦C、今浦D、今浦E、今浦F、今浦G、今浦H、今浦I、今浦J、今浦K、今浦L、今浦M、上ノ浜A、上ノ浜B、上ノ浜C、上ノ浜D、上ノ浜E、上ノ浜F、上ノ浜G、牛谷、牛谷A、後生湯A、後生湯B、後生湯C、後生湯D、後生湯E、後生湯F、後野A、後野B、後野C、後野D、後野E、後野F、後野G、後野H、後野I、後野J、後野K、後野L、後野M、後野N、後野O、後野P、後野Q、後野町A、後野町B、後野町C、後面A、内田、内田町1、内田町2 - 、内田町十文字原C、内田町百万騎A、宇津井、宇野、宇野上条上、宇野南A、宇野南B、生湯A、生湯B、生湯C、生湯D、生湯E、生湯F、生湯G、生湯H、生湯I、生湯J、生湯K、生湯L、生湯M、生湯N、生湯O、生湯P、生湯Q、生湯R、生湯S、生湯T、生湯U、生湯V、生湯W、生湯X、生湯Y、生湯町A、生湯町B、生湯町C、生湯町D、生湯町E、生湯町F、生湯町G、生湯町H、梅ノ木原A、梅ノ木原B、梅ノ木原C、蛭子町、海老谷A、海老谷B、海老谷C、海老谷D、海老谷E、海老谷F、海老谷G、海老谷H、海老谷I、海老谷J、海老谷K、王子八幡神社、大金A、大金B、大金C、大金D、大金E、大金F、大金G、大金H、大金I、大金J、大金町A、大金町B、大金町C、大口A、大口C、大口D、大口E、大口F、大口G、大埜A、大埜B、大尾谷A、大尾谷B、大尾谷C、大尾谷D、大津A、大津B、大津C、大津D、大津E、大津F、大津G、大津H、大辻、大辻A、大辻B、大辻C、大手門、大年神社、岡口A、岡口B、岡口C、岡口D、岡口E、岡口F、岡崎、岡見駅、岡見郷A、岡見郷B、岡見郷C、岡見団地A、岡見団地B、岡見団地C、岡見団地D、岡見団地E、小野A、小野B、小野C、小野D、小野E、折居、折居町2、覚永寺、笠柄A、笠柄B、春日、上今明A、上今明B、上今明C、上今明D、上今明E、上今明F、上今明G、上内田1、上内田2、上内田A、上内田B、上内田C、上郷A、上郷B、上郷C、上郷D、上河内A、上河内B、上河内C、上河内D、上府町A、上府町B、上小原A、上小原B、上小原C、上小原D、上小原E、上小原F、上古和A、上古和B、上古和C、上古和D、上古和E、上古和F、上条A、上条B、上條A、上條B、上條C、上條D、上條E、上條F、上條G、上條H、上條I、上條J、上條K、上條L、上條M、上條N、上古市A、上古市B、上古市C、上室谷A、上室谷B、上室谷C、上室谷D、上室谷E、上室谷F、上室谷G、上室谷H、上室谷I、飯屋、河原、川向A、川向B、祇園谷、漁民団地、久代A、久代B、久代C、久代D、久代E、久代F、久代大久保A、久代大久保B、久代公民館、久代町、久根郷A、久根郷B、久根郷C、久根郷D、久根郷E、久根郷F、久畑A、久畑B、久畑C、鞍掛A、鞍掛B、鞍掛C、鞍掛D、黒川A、黒川B、黒川町、黒沢一区A、黒沢一区B、黒沢一区C、黒沢一区D、黒沢一区E、黒沢一区F、黒沢一区G、黒沢一区H、黒沢一区I、黒沢一区J、黒沢一区K、黒沢一区L、黒沢一区M、黒沢一区N、黒沢一区O、黒沢二区A、黒沢二区B、黒沢二区C、黒沢二区D、黒沢二区E、黒沢二区F、黒沢二区G、黒沢二区H、黒沢二区I、黒沢二区J、黒沢二区K、郷、郷A、郷B、郷C、郷D、郷E、光現寺、高佐A、高佐B、高佐C、高佐D、高佐E、高佐町A、高佐町B、高佐町C、高佐町D、高佐町E、高佐町F、高佐町G、河内A、河内B、河内C、河内D、河内E、河内F、河内G、河内H、河内I、河内J、河内K、河内L、河内町A、河内町B、河南A、河南B、河南C、国分A、国分B、国分C、国分D、国分E、国分F、国分G、国分H、国分I、国分町A、国分町B、小福井1、五万堂、小山A、小山B、小山C、小山D、小山E、小山F、金蔵寺前、オケ峠A、オケ峠B、オケ峠C、オケ峠D、オケ峠E、オケ峠F、オケ峠G、オケ峠H、オケ峠I、オケ峠J、オケ峠K、オケ峠L、西河内谷A、西河内谷B、西河内谷C、西河内谷D、西河内谷E、西河内谷F、西方寺原A、西方寺原B、桜ヶ丘、佐野上A、佐野上B、佐野上C、佐野上D、佐野上E、佐野上F、佐野上G、佐野上H、佐野下A、佐野下B、佐野下C、佐野下D、佐野下E、佐野町A、佐野町B、佐野町C、佐野町D、佐野町E、佐野町F、佐野美田、三階町A、三階町B、三階町C、三階町D、三階町E、三階町F、三階町G、三階町H、三階町I、三階町J、三階町公民館、三宮、三重A、三重B、三重C、三重D、三重E、鹿子谷A、鹿子谷B、鹿子谷C、鹿子谷D、鹿子谷E、鹿子谷F、清水、清水A、清水B、下芦谷A、下芦谷B、下芦谷C、下芦谷D、下有福A、下有福B、下有福C、下有福D、下有福E、下有福F、下有福G、下有福H、下有福I、下有福J、下有福K、下有福町A、下有福町B、下郷、下河内A、下河内B、下河内C、下河内D、下河内E、下河内F、下河内G、下府町、下小原A、下小原B、下小原C、下小原D、下小原E、下小原F、下小原G、下小原H、

下小原I、下小原J、下小原K、下小原L、下小原M、下小原N、下小原O、下小原P、下小原Q、下古和A、下古和B、下古和五区A、下古和五区B、下古和五区C、下古和五区D、下古和五区E、下古和五区F、下古和五区G、下古和五区H、下古和六区A、下古和六区B、下古和六区C、下古和七区A、下古和七区B、下古和七区C、下古和七区D、下古和七区E、下古和七区F、下古和七区G、下古和七区H、下佐野、下ノ浜A、下ノ浜B、下古市、下室谷A、下室谷B、下室谷C、下室谷D、下室谷E、下室谷F、下室谷G、下室谷H、下室谷I、下室谷J、十文字原A、十文字原B、十文字原C、十文字原D、十文字原E、商業高校前、聖徳寺、白砂A、白砂B、心覚院、菅原団地、杉戸A、杉戸B、杉戸C、須津A、須津B、須津C、須津一区、須津二区、須津東、周布A、周布B、周布駅前、周布地A、周布地B、周布地C、周布地D、周布地E、周布地F、周布地G、周布地H、周布地I、周布地J、周布地K、周布地L、周布町吉地A、瀬戸ヶ島A、瀬戸ヶ島B、瀬戸ヶ島C、瀬戸ヶ島D、瀬戸ヶ島E、瀬戸見A、瀬戸見B、高野A、高野B、高野C、高野D、高野E、高野F、滝見A、滝見B、竹迫A、竹迫B、竹迫C、竹迫D、竹迫E、竹迫F、竹迫G、竹迫H、田の浦A、田の浦B、田の浦C、田橋A、田橋B、田橋C、田橋D、田橋E、田橋F、田橋G、田橋H、田橋I、田橋J、田橋K、田橋L、田橋M、田橋N、田橋O、田橋P、田橋Q、田橋R、田橋S、田橋町2、田原A、田原B、田原C、田原D、田原E、田原F、田原G、田原H、田原I、田原J、田原K、田原L、田原M、田原N、田原O、田原P、田町、田町鏡山、力石A、力石B、力石C、力石D、力石E、力石F、力石G、力石H、力石I、千谷A、千谷B、千谷C、千谷D、千谷E、千谷F、治和A、治和B、治和C、治和D、治和E、治和F、治和G、治和H、治和I、治和J、治和K、治和L、治和M、治和N、治和O、潰、津摩A、津摩B、津摩C、津摩D、天神、天神下、天神中A、天神中B、天満町、唐鐘A、唐鐘B、唐鐘C、道分山、徳泉寺、徳泉寺浴A、徳泉寺浴B、床並A、床並B、床並C、床並D、床並E、床並F、床並G、床並H、床並I、栃ノ木A、栃ノ木B、栃ノ木C、栃ノ木D、栃ノ木E、外ノ浦、外ノ浦A、外ノ浦B、外ノ浦C、外ノ浦町、殿町A、殿町B、殿町C、殿町D、殿町E、内村町1 - 、内村町2 - 、内村町2 - 、内村町3 - 、内村町4、内村町8、内村町9、内村町10、内村町A、内村町B、内村町十文字原A、内村町十文字原B、内村町十文字原D、内村町百万騎A、中内田、中内田A、中内田B、長沢A、長沢B、長沢C、長沢D、長沢E、長沢F、長沢G、長沢H、長沢I、長沢J、長沢K、長沢L、長沢M、長沢N、長沢O、長沢P、長沢Q、長沢R、長沢S、長沢T、長沢U、長沢V、長沢W、長沢X、長沢町A、長沢町B、長沢町C、長沢町D、長沢町E、中筋A、中筋B、中筋C、中筋D、中筋E、中筋F、中筋G、中場A、中場B、中場上、長浜1、長浜2、長浜3、長浜A、長浜B、長浜町2、中東A、中東B、中東C、中東D、長見A、長見B、長見C、長見D、長見E、長見F、長見G、長見H、長見I、長見J、長見K、長見L、長見M、長見N、長見O、長見P、長見Q、長見R、長見S、長見T、長見U、長見V、長見W、長見X、長見町A、長見町B、長見町C、長見町D、長見町E、長見町F、長見町G、長見町H、長見町I、長見町J、長見町K、長見町L、長見町M、長見町N、長見町O、長見町P、中山西A、中山西B、中山西C、中山西D、中山西E、中山西F、中山西G、中山東A、中山東B、長柄、鍋石A、鍋石B、鍋石C、鍋石D、鍋石E、鍋石F、鍋石G、鍋石H、鍋石I、鍋石J、鍋石K、鍋石L、鍋石M、鍋石N、鍋石O、鍋石P、鍋石Q、鍋石R、鍋石町1、鍋石町3、南薫堂、西岡A、西岡B、西岡C、西岡D、西口、西下今明A、西下今明B、西下今明C、西下今明E、西下今明F、西下今明G、西ノ谷A、西ノ谷B、西ノ谷C、西ノ谷D、西ノ谷E、西ノ谷F、西ノ谷G、西ノ谷H、西ノ谷I、西ノ谷東A、西ノ谷東B、西ノ谷東C、西村、西村町1、西村町2、西村町3、西村町5、西村町7、西村町10、西村町11、西村町13、西村町大谷A、西村町大谷B、西村町大谷C、西村町大谷D、西村町大谷E、西村町大谷F、西村町大谷G、西村町大谷H、西村町大谷I、西村町大谷J、西村町大谷K、二反田、野地A、野地B、野地C、野地D、野地E、野地F、野地G、野地H、野地I、野地J、野地K、野地L、野地M、野原A、野原B、野原C、野原D、野原E、野原F、野原G、野原H、野原I、野原町A、野原町B、羽田、羽田1、羽田A、畑A、畑B、畑C、浜口、浜田城、原A、原B、原井A、原井B、原井C、原井D、原井E、原井F、原井G、原井H、原井I、原井J、原井K、原井L、原井M、原井N、原井町11、原井町A、原井町B、原井町C、原井町D、原井町E、晴海台、東岡A、東岡B、東岡C、東岡D、東岡E、東岡F、東岡G、東岡H、東岡I、東岡J、東岡K、東岡L、東下今明A、東下今明C、東下今明D、東下今明E、東下今明F、東下今明G、東下今明H、東下今明I、東下今明

J、東下今明K、東下今明L、東下今明M、東下今明N、東下今明O、東下今明P、東中芦谷A、東中芦谷B、東中芦谷C、東中芦谷D、東平原上A、東平原上B、東平原上C、東平原上D、東平原下A、東平原下B、東平原下C、東平原下D、東平原下E、日脚A、日脚B、日脚C、日脚D、日脚E、日脚F、日脚G、日脚H、日脚I、火ノ谷、日野原A、日野原B、日野原C、日野原D、日野原E、日野原F、雲雀丘、百万騎B、平床A、平床B、平床C、福井1、福井A、福井B、福井C、福井D、福井E、福井F、福井G、福井H、福井I、福井J、福井K、福井L、福浦A、福浦B、福浦C、福浦D、福浦E、福浦F、福浦G、福浦西、福浦西三区、福浦東A、福浦東B、藤切谷、古市場A、古市場B、古市場C、古市場D、古市場E、古市場中組A、古市場中組B、古市場中組C、古市場中組D、古市場中組E、古市場中組F、古市場中組G、古湊A、古湊B、古湊西、細田、穂出町2、穂出町3、本郷A、本郷B、本郷C、本谷、前生湯、松柄A、松柄B、松柄C、松柄D、松原、松原A、松原B、松原C、松原D、松原裏、松本、松本1、松本5、松本上、松本下、三隅A、三隅B、三隅C、三隅西中芦谷A、三隅西中芦谷B、美田A、美田B、美田C、港A、港B、湊浦、港町A、港町B、港町C、三保三隅駅前、宮ヶ迫A、宮ヶ迫B、三宅、向野田A、向野田B、向野田C、向野田D、向野田郷A、向野田郷B、向野田田原A、向野田田原B、向野田田原C、向野田田原D、向野田田原E、向野田田原F、森原A、森原B、森原C、森溝上A、森溝上B、森溝上C、森溝上D、森溝上E、森溝上F、森溝上G、森溝上H、森溝下A、森溝下B、森溝下C、森溝下D、森脇、門殿A、門殿B、門殿C、門殿D、門田上、八曾A、八曾B、八曾C、谷田A、谷田B、谷田C、矢原E、矢原郷A、矢原郷B、矢原郷C、矢原郷D、矢原郷E、矢原郷F、矢原郷G、矢原郷H、矢原郷I、矢原郷J、用田橋A、用田橋B、用田橋C、用田橋D、用田橋E、用田橋F、横山A、横山B、横山C、横山D、横山E、横山F、横山G、横山H、横山I、横山J、横山K、横山L、横山M、横山N、横山O、横山P、横山Q、横山R、横山S、横山T、横山U、横山町1、横路A、横路B、吉浦A、吉浦B、吉浦C、吉浦D、吉浦E、吉浦F、吉地B、吉地C、吉地下、吉地町、吉地町1、吉地町吉地A、竜雲寺峠、両間A、両間B、両間C、両間D、両間E、両間F、両間G、両間H、両間I、両間J、両間K、両間L、両間M、両間N、両間O、両間P、両間Q、両間R、両間S、両間T、両間U、両間V、両間W、両間X、礼光寺、和木1、和木2、和木A、和木B、和木C、和木D、和木E、和田、和田A、和田上

イ 土石流

相生A、相生B、相生C、青川A、青川B、青川C、青川D、青川E、青川F、青川G、青川H、秋田、秋田川A、秋田川B、秋田川C、秋田川D、上山川A、上山川B、上山川C、上ヶ山川A、上ヶ山川B、上ヶ山川C、上ヶ山川D、上ヶ山川E、浅井、浅井川、芦谷A、足立川、熱田A、熱田B、熱田C、熱田谷、熱田谷A、熱田谷B、姉山下川、荒磯川A、荒磯川B、荒磯谷A、荒磯谷B、荒相、射上ヶ谷、井川川A、井川川B、井川川C、井川川D、井川川E、井川川F、井川川G、井川川H、井川川I、井川川J、井川川K、井川川L、井川川M、井川川N、井川川O、井川川P、井川川Q、石浦上川、石浦上川A、石浦上川B、石浦川A、石浦川B、石浦下川A、石田川、石田川A、石田川B、石田川C、石田川D、石田川E、石田川F、石田川H、石田川I、石田川J、石田川K、石田川L、石田川M、石田川N、板ヶ迫浴、板ヶ峠A、櫟田原川A、櫟田原川B、櫟田原川C、市場川、市場川A、市場川B、市楽川、一本木川、井野A、井野大谷川A、井野大谷川B、今明川A、今明川B、今明川C、今明川D、今明川E、今明川F、今井迫川A、今井迫川B、今浦A、今浦B、今浦C、イワシ山谷、岩田浴、上今宮谷、上迫川、上の木橋川、牛谷川A、牛谷川B、牛谷川C、牛谷川D、牛谷川E、牛谷川F、牛谷川G、牛谷川H、牛谷川I、牛谷川J、牛谷川K、牛谷川L、牛谷川M、後野A、後野B、後野C、後野D、後野E、後野F、後野G、後野町下府川A、後野町下府川B、後野町下府川C、内田A、内田B、内田川A、内田川B、内田川C、宇津井、宇津井町下府川A、宇津井町下府川B、宇津井町下府川C、宇津井町下府川D、宇津井町下府川E、宇野A、宇野B、生湯A、生湯B、生湯C、生湯D、生湯E、生湯F、生湯G、生湯H、生湯I、生湯J、生湯K、生湯L、生湯町A、生湯町B、生湯町C、生湯町オヶ峠川A、生湯町オヶ峠川B、生湯町オヶ峠川C、生湯町下府川A、生湯町下府川B、敬川A、敬川B、敬川C、江川A、海老谷川A、海老谷川B、海老谷川C、海老谷川D、追の駅川、大金A、大金B、大金C、大口川A、大口川B、大杉谷川、大杉谷川A、大杉谷川B、大谷A、大谷B、大尾谷A、大尾谷B、大津A、大津B、岡谷川、岡見川A、岡見川B、岡見川C、岡見川D、岡見川E、岡見川

浴、向野田浴、森本川、矢原川A、矢原川B、矢原川C、矢原川D、山田川、山田川A、山田川B、山田川C、山田川D、湯ノ峠浴、横山川A、横山川B、横山川C、横山川D、横山川上谷A、横山川上谷B、吉浦A、吉浦B、吉浦C、吉浦D、吉浦E、吉地谷、吉地町周布川、迷ヶ辻川、米ヶ辻南谷

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び浜田市役所において一般の縦覧に供する。)

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

青波2、青波3、青波4、赤栗A、赤栗B、赤栗C、浅利、浅利1、浅利町1-、浅利町1-、浅利2、浅利町B、浅利町C、浅利町D、浅利町E、浅利町F、浅利町G、浅利町H、浅利町I、浅利町J、浅利町浅利A、浅利町浅利B、浅利町越堂A、浅利町越堂B、浅利町越堂C、浅利町越堂D、浅利東、芦山谷A、芦山谷B、芦山谷C、跡市上、跡市町A、跡市町B、有福温泉A、有福温泉B、有福温泉C、有福温泉D、有福温泉E、飯田A、飯田B、飯田C、飯田D、飯田E、出り原A、出り原B、出り原C、出り原D、出り原E、井沢A、井沢C、井沢D、井沢E、井沢F、井沢G、井沢H、井沢I、井沢J、井沢K、井沢L、井沢M、井沢N、市村、市村2-、市村山手、岩貝、岩貝2-、後地町1、後地町8、後地町10、後地町青波A、後地町青波B、後地町青波C、後地町青波D、後地町青波E、後地町青波F、後地町青波G、後地町尾浜A、後地町尾浜B、後地町尾浜C、後地町尾浜D、後地町尾浜E、後地町波来浜A、後地町波来浜B、後地町波来浜C、後地町本谷A、後地町本谷B、後地町本谷C、後地町本谷D、後地町本谷E、後地町本谷F、後地町本谷G、後地町本谷H、後地町藪A、後地町藪B、後地町藪C、後地町藪D、後地町藪E、後地町藪F、敬川町A、敬川町B、敬川町C、敬川町D、敬川町E、敬川町F、敬川町G、敬川町H、敬川町I、敬川町高田、駅前、蛭子北A、蛭子北B、恵良A、恵良B、恵良C、恵良D、恵良E、恵良F、恵良G、恵良H、恵良I、円光寺、円立寺A、円立寺B、大掛A、大掛B、大掛C、大掛E、大久保A、大久保C、大久保D、大久保E、大久保F、大久保G、大久保H、大久保I、大佐張A、大佐張B、大佐張C、太田、太田2、太田2-、太田2区(西ヶ谷)、太田3-、太田5-、太田7-、大野A、大野B、大野谷A、大野谷B、大野谷C、大野谷D、大野谷E、大野谷F、大曲A、大曲B、大曲C、大曲D、大曲E、大曲F、生畑A、生畑B、生畑C、生畑D、大年迫A、大年迫B、大年迫C、大年迫D、尾浜、嘉久志町A、嘉久志町B、鍛冶屋谷A、鍛冶屋谷B、鍛冶屋谷C、勝地、金口A、金口B、金口C、金口D、金口E、金口F、金口G、金口H、金口I、金川口、金川口2、金田町A、金田町B、上河戸、上河戸2-、上河戸、上河戸3-、上河戸4-、上河戸4-A、上河戸4-B、上新町A、上新町B、上高山1、神段原A、上都治2、上都治3、上都治4、上の原、神村A、神村B、神村C、神村D、神村E、神村F、神村G、神村H、川平町後谷A、川平町後谷B、川平町後谷C、川平町後谷E、川平町後谷F、川平町後谷G、川平町南川上A、川平町南川上B、川平町南川上C、川平町南川上D、川平町南川上E、川平町南川上F、川平町南川上I、川平町南川上J、川平町南川上K、川平町南川上L、川平町南川上M、川平町南川上N、願寿寺A、願寿寺B、上津井1、上津井2、上津井3、上津井4、上津井6、上津井7A、上津井7B、上津井8、上津井11、上津井14、上津井16、神主A、神主B、神主C、神主D、神主E、神主F、観音町A、観音町B、観音町C、岩滝寺谷1、北町、久坪、久坪1、久保川A、久保川B、久保川C、久保川D、久保川E、久保川F、久保川G、黒松第7自治会、黒松町1-、黒松町1-、黒松町2、黒松町3、黒松町4、黒松町黒松A、黒松町黒松C、黒松町黒松D、黒松町黒松F、黒松町黒松G、黒松東、県田、郷A、郷B、郷C、郷D、郷E、郷F、郷G、郷H、郷I、郷畑1、郷畑3、越堂1、小原A、小原B、小原C、小原D、小原E、佐名目A、佐名目B、塩田1、塩田ノ浜1、四熊1、慈光寺、島の星町A、島の星町B、島の星町C、島の星町D、島の星町E、島屋谷A、島屋谷B、島屋谷C、下河戸、下河戸1、下河戸2-、下河戸3-、下河戸3-、下河戸6-、下河戸9-、下河戸11-、下河戸12-、下河戸13-、下河戸15-、下河戸17-、下新町A、下新町B、下都治1、城下、陣屋、陣屋東A、陣屋東B、諏訪神社、誓光寺、清見A、清見B、清見C、清見D、清見E、清見F、清見町A、清見町B、清見町C、清見町

川D、井沢川E、井沢川F、岩貝谷、後地町A、姥ヶ迫、敬川A、敬川B、敬川C、敬川D、敬川E、敬川F、敬川G、敬川H、敬川I、敬川J、敬川K、敬川L、敬川M、敬川N、敬川O、敬川P、敬川Q、敬川R、敬川S、敬川T、敬川町A、敬川町B、敬川町C、敬川町D、敬川町E、敬川町F、敬川町G、大迫谷、太田川、太田川A、太田川B、太田川C、太田川D、太田川E、太田川F、太田川G、太田川H、奥谷川A、小野谷、嘉久志町A、鍛冶屋谷A、鍛冶屋谷B、金田町A、金田町B、金田町C、金田町D、金田町E、金田町F、金田町G、上河戸谷、川平町平田A、川平町平田B、川平町平田C、川平町平田D、川平町南川上A、川平町南川上B、上津井川、上津井川A、上津井川B、上津井川C、上津井川D、上津井川E、上津井川F、上津井川G、上津井川H、上津井川I、北川A、北川B、北川C、北川D、北川E、北川F、北川G、北川H、北川I、久保川A、黒松A、恵現谷、恵現谷A、江津町A、櫻谷、塩田川A、塩田川B、塩田川C、島の星町A、新川A、新川B、新川C、新川D、陣屋川、陣屋川A、水源池谷、水尻川、水尻川A、水尻川B、水尻川C、媒玉谷、清見川A、清見川B、清見川C、清見川D、清見川E、清見町A、清見町B、清見町C、鉢谷、タチヨゾネ、田原川A、田原川B、田原川C、田原川D、田原川E、田原川F、田原川G、田原川H、田原川I、田原川J、田原川K、反田川A、反田川B、反田川C、千田川A、千田川B、千田川C、千田川D、千田川E、千田川H、千田川I、千田町A、千田町B、千田町C、千田町D、都治川A都治、都治川A波積、都治川A松川、都治川B都治、都治川B波積、都治川B松川、都治川C都治、都治川C波積、都治川C松川、都治川D波積、都治川D松川、都治川E波積、都治川E松川、都治川F波積、都治川F松川、都治川G波積、都治川G松川、都治川H波積、都治川H松川、都治川I、都治川J、都治川K、都治川L、都治町A、都治町B、都治町C、都野津町A、土居谷、長良川A、波来浜川A、西ヶ谷、西の谷、二宮町神村A、二宮町神主A、波積町北A、波積町北B、波積町北C、波積町北D、波積町北E、波積町北F、波積町北G、波積町北H、波積町北I、波積町本郷A、東ヶ谷、東ヶ谷A、東ヶ谷B、東ヶ谷C、平床川A、平床川B、平床川C、平床川D、平床川E、広重谷川、舟津川、舟津谷川、本町川、本町川A、本町川B、本町川C、本町川D、本町川E、本明川A、本明川B、本明川C、松川町市村A、松川町上津井A、松川町上津井B、松川町上津井C、松川町上津井D、松川町上津井E、松川町上津井F、松川町上津井G、松川町上津井H、松川町上津井I、松川町上津井J、松川町上津井K、松川町下河戸A、松川町長良A、松川町長良B、松川町長良C、松川町長良D、松川町畑田A、松川町畑田B、松川町八神A、松川町八神B、松川町八神C、南川A、南川B、南川C、南川D、南川E、明智谷川A、明智谷川B、目田川A、目田川B、目田川C、目田川D、目田川E、矢ヶ谷、湯路川A、湯路川B、湯谷A、湯谷B、湯名谷、和木町A、和木町B、渡津町A、渡津町B、渡津町C、渡津町D、渡津町E

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第265号

ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定（平成4年島根県告示第648号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄田信義

第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

島根県告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
浜田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
浜田都市計画下水道事業
浜田公共下水道（国府処理区）
- 3 事業施行期間
平成12年 6 月23日から平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成12年島根県告示第579号、平成14年島根県告示第547号の事業地のうち浜田市国分町を変更する。
 - (2) 使用の部分
平成12年島根県告示第579号、平成14年島根県告示第547号の事業地のうち浜田市下府町、国分町を変更する。

島根県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
浜田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
三隅都市計画下水道事業
三隅町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和47年 6 月13日から平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和47年島根県告示第473号、平成13年島根県告示第455号の事業地のうち浜田市三隅町湊浦、古市場、向野田、岡見を変更する。

訓 令

島根県訓令第 2 号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 の 1 を次のように改める。

1 採用

(1) 役付職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する

部 課長(長)に補する

(部 課 グループリーダー(グループ課長)に補する)

職 級とする

号給を給する

(注) 職員及び職員の職の設置に関する規則(昭和31年島根県規則第85号)その他法令の規定に基づいて定められている職のうち別に定めるものについては「補する」とあるのは「命ずる」とする。以下同じ。

(2) 一般職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する

に補する

職 級とする

号給を給する

部 課()勤務を命ずる

(条件付採用期間 年 月 日から 年 月 日まで)

別表第1の の2及び3中「島根県 吏員」を「島根県職員」に、「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の の5中「島根県 」を「島根県職員」に改め、「(特に 円を給する)」を削り、同表の の6及び8中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の の9を次のように改める。

9 転職

島根県職員 氏 名

に補する

職 級とする

号給を給する

部 課()勤務を命ずる

(注) 給料表又は勤務所に異動のないときは、それぞれ省略する。

別表第1の の10中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の の11から13までの規定中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改め、同表の の14の(1)を次のように改める

(1) 兼職の解除

島根県職員 氏 名

部 課長(長)の兼職を免ずる

(の兼職を免ずる)

(部 課()の兼職を免ずる)

別表第1の の14の(2)から(4)までの規定中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改め、同表の の14の(5)中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の の14の2中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の の14の3の(1)を次のように改める。

(1) 再任用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する

部 課長 (長) に補する
 (部 課 グループリーダー (グループ課長) に補する)
 職 級とする
 円を給する
 任期は 年 月 日までとする
 イ 一般職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する
 に補する
 職 級とする
 円を給する
 部 課 () 勤務を命ずる
 任期は 年 月 日までとする

別表第 1 の 14 の 3 の(2)から(4)までの規定中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の 14 の 4 の(1)を次のように改める。

(1) 任期付採用する場合

ア 役付職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する
 部 課長 (長) に補する
 (部 課 グループリーダー (グループ課長) に補する)
 職 級とする
 号給を給する
 任期は 年 月 日までとする
 イ 一般職員の場合

氏 名

島根県職員に任命する
 に補する
 職 級とする
 号給を給する
 部 課 () 勤務を命ずる
 任期は 年 月 日までとする

(条件付採用期間 年 月 日から)
 年 月 日まで)

別表第 1 の 14 の 4 の(2)中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の 15 から 20 まで及び 22 から 26 までの規定中「島根県 」を「島根県職員」に改め、同表の 27 及び 28 中「島根県 吏員」を「島根県職員」に改め、同表の 30 及び 31 中「島根県 」を「島根県職員」に改める。

別表第 3 中「(円)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

本 庁
地方機関

島根県職員服務監察規程（昭和37年島根県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条中「（平成15年島根県規則第30号）第16条第1項に規定する課、同条第2項及び第3項」を「（平成18年島根県規則第17号）第12条第1項及び第2項」に、「第21条」を「第17条」に改める。

別記様式中「島根県事務吏員」を「島根県職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第38条の規定により、平成17年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 公文書公開の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受 付 数	公 文 書 数	受 付 数	公 文 書 数	受 付 数	公 文 書 数
県政情報センター	154	662	73	1,213	227	1,875
松江地区県政情報コーナー	6	7			6	7
木次地区県政情報コーナー	1	1			1	1
出雲地区県政情報コーナー	15	24			15	24
川本地区県政情報コーナー	3	3			3	3
浜田地区県政情報コーナー	21	40			21	40
益田地区県政情報コーナー	7	9	1	1	8	10
隠岐地区県政情報コーナー						
単独地方機関	10	17			10	17
小 計	217	763	74	1,214	291	1,977
警察情報公開センター	44	506	6	162	50	668
各警察署情報公開窓口						
小 計	44	506	6	162	50	668
合 計	261	1,269	80	1,376	341	2,645

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数をいう。

(2) 請求及び申出の処理状況

単位：件

区 分	公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
請 求	326	848	4	78			13		1,269
申 出	114	1,248		12			2		1,376

合 計	440	2,096	4	90			15		2,645
-----	-----	-------	---	----	--	--	----	--	-------

- 注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。
 2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。
 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	請 求			申 出			合 計		
	本 庁	地方機関		本 庁	地方機関		本 庁	地方機関	
知事	645	477	168	1,189	373	816	1,834	850	984
政策企画局	12	12					12	12	
総務部	49	49		3	3		52	52	
地域振興部	8	4	4	202	154	48	210	158	52
環境生活部	105	104	1	5	5		110	109	1
健康福祉部	200	84	116	100	78	22	300	162	138
農林水産部	33	26	7	3	3		36	29	7
商工労働部				3	1	2	3	1	2
土木部	233	193	40	873	129	744	1,106	322	784
出納局	3	3					3	3	
企業局	2	2					2	2	
議会	4	4					4	4	
教育委員会	110	108	2	1	1		111	109	2
選挙管理委員会	4	4		24	24		28	28	
人事委員会									
監査委員									
公安委員会	6	6					6	6	
警察本部長	500	500		162	162		662	662	
労働委員会									
収用委員会									
海区漁業調整委員会									
内水面漁場管理委員会									
合 計	1,269	1,099	170	1,376	560	816	2,645	1,659	986

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 議 中	そ の 他
3 (繰越 2)		2	1				

- 注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。
 2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。
 3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸 出 し	
			利用者	資 料	利用者	資 料
県政情報センター	603	803	494	1,208	479	1,411
松江地区県政情報コーナー	43	260	93	352	21	87
木次地区県政情報コーナー	1	27	11	21	7	12
出雲地区県政情報コーナー	26	183	79	183	15	59
川本地区県政情報コーナー	2	45	13	20	1	2
浜田地区県政情報コーナー	8	22	60	105	4	8
益田地区県政情報コーナー	2	43	7	13	1	2
隠岐地区県政情報コーナー	11	20	8	18	2	3
小 計	696	1,403	765	1,920	530	1,584
警察情報公開センター	7	13	6	8	3	21
各警察署情報公開窓口	1	0				
小 計	8	13	6	8	3	21
合 計	704	1,416	771	1,928	533	1,605

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍 聴 者
		公 開	一部公開	非 公 開	
附属機関	227	66	19	142	65
附属機関に類するもの	237	114	69	54	296
合 計	464	180	88	196	361

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施して いる法人	公開申出の あった法人	公開申出	回 答 の 内 訳					そ の 他
			公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
25								

- 注 1 「公開申出」は、公開申出書の数进行いう。
- 2 「回答の内訳」は、通知書の数进行いう。
- 3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。
- 4 「その他」は、検討中のもの等の数进行いう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成17年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び是正の申出の状況

(1) 請求及び申出の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	10	20			1	1	11	21
松江地区県政情報コーナー								
木次地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー								
川本地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー								
益田地区県政情報コーナー	1	2					1	2
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関	13	13					13	13
合 計	24	35			1	1	25	36

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求の数をいう。

3 「公文書数」は、決定及び処理した公文書の数をいう。

(2) 請求及び申出の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止	合 計
知事	22		1	23
政策企画局				
総務部	1		1	2
地域振興部				
環境生活部	3			3
健康福祉部	15			15
農林水産部				
商工労働部	1			1
土木部	2			2
出納局				
企業局				
議会				
教育委員会	13			13
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				

合 計	35		1	36
-----	----	--	---	----

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 41

イ 口頭による開示請求の実施 585件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
22	8		5					35

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

利用停止	部分利用停止	非利用停止	却下	取下げ	検討中	合計
1						1

注 1 合計は、1の(1)の「利用停止請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 処理の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「部分利用停止」は、利用停止を求められた内容の一部を利用停止したものである。

4 「非利用停止」は、利用停止を求められた内容全部を利用停止しなかったものである。

4 異議申立ての件数及び決定状況

区 分	異議申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	1 (繰越)		1					

注 1 件数は、異議申立書の数をいう。

2 「異議申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

22団体

(2) 開示申出及び処理状況

該当なし

競技を実施する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県総合防災情報システム開発及び運用・保守業務

(2) 概要

島根県総合防災情報システム開発業務 }
島根県総合防災情報システム運用・保守業務 } 一式

(3) 仕様

「島根県総合防災情報システムの更新に伴う開発及び運用・保守業務に係る提案競技仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 予算額(消費税及び地方消費税を含む。)

開発費	180,000,000円
運用・保守費	198,000,000円(年間 39,600,000円)
合 計	378,000,000円

2 納入期限及び運用・保守業務期間

(1) 島根県総合防災情報システム開発業務

納入期限 平成20年 3月31日

(2) 島根県総合防災情報システム運用・保守業務

運用業務期間 平成20年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体であつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 島根県が実施する入札について島根県の指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ 共同企業体の構成員でないこと。

ク 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得者であること。

ケ 実質的営業年数が5年以上であること。

コ 国、都道府県又は平成17年国勢調査による人口が15万人以上の市における防災に関する類似のシステムの開発業務を平成9年4月1日以降受注した実績を有する者であること。

サ 上記コにおいて受注し、開発したシステムに関するプログラム改訂又は保守・維持管理等の運用・保守業務を平成9年4月1日以降受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- ㊦ 目的
- ㊧ 企業体の名称
- ㊨ 構成員の住所及び名称
- ㊩ 代表者の名称
- ㊪ 代表者の権限
- ㊫ 構成員の出資の割合
- ㊬ 構成員の責任
- ㊭ 取引金融機関
- ㊮ 決算
- ㊯ 利益金の配当の割合
- ㊰ 欠損金の負担の割合
- ㊱ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ㊲ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ㊳ 解散後の瑕疵担保責任
- ㊴ その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 構成員のうち少なくとも1社は、(1)のク、ケ、コ及びサに該当すること。

オ 共同企業体の代表構成員は、実質的営業年数が5年以上であること。

カ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成19年3月30日(金)から平成19年5月2日(水)

閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)

イ 配布場所

島根県総務部消防防災課(担当:古安、川村)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話(直通)0852-22-5885

ファックス 0852-22-5930

電子メール shoubou-bousai@pref.shimane.lg.jp

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成19年4月6日(金) 11時00分から

イ 場所

島根県庁会議棟 第5会議室

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

5 提案競技参加資格確認手続に関する事項

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認められたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書（共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書）

ウ 登記事項証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての登記事項証明書）

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての証明書）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（共同企業体の場合は、構成員すべての証明書）

カ 国際標準化機構が定めた規格ISO9001の認証取得登録証の写し

キ 防災に関する類似のシステムの開発業務及び運用・保守業務の受注実績

ク 共同企業体協定書（共同企業体の場合のみ）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による

イ 提出部数

5(1)のアからクまでを各1部提出すること。

ウ 提出期限

5(1)の書類について、平成19年5月2日（水）午後5時までに提出すること。また郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

4(1)のイに同じ

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成19年5月11日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質疑について

(1) 質問は、期限までに質疑票により提出すること。（ファクシミリ又は電子メールによる質疑票の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話を担当者あてにすること。）

(2) 提出先は、4(1)のイと同じとする。

(3) 提出期限は、平成19年4月13日（金）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成19年4月27日（金）までにファクシミリ又は電子メールにより通知する。

8 提案書の提出について

(1) 提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、提案競技実施要領に定めるところにより、提案書を提出すること。

(2) 提案書の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成19年5月15日（火）午後5時までに提出すること。また郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

提出先は、4(1)のイと同じとする。

9 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県総合防災情報システム調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）に

において、厳正な評価及び選定を行う。

㊦ 第1次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が予算額の範囲内であり、かつ仕様書に規定している【実現必須】要件をすべて満たしている提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件を選定する。

㊧ 第2次審査

第1次審査で選定された提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

(2) 提案書の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、提案競技実施要領に定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次のアからエに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名(名称)

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (7) 提案協議参加資格のあることを確認された者であっても、提案書の提出期限の日の翌日から第2次審査の時点までに島根県が実施する入札について入札参加の資格制限又は、指名停止を受けたとき。

11 契約

(1) 契約の相手方

審査委員会が特定した者(以下「契約予定者」という。)と「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) 第 2 次審査選定後、選定を受けた者が契約締結までの間に、島根県が実施する入札について入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約をしない。
- (8) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 提案競技に関する問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県総務部消防防災課 担当：古安、川村
電話（直通）0852 - 22 - 5885
ファックス 0852 - 22 - 5930
電子メール shoubou-bousai@pref.shimane.lg.jp

14 Summary

- (1) Service Required:
Development, operation and maintenance of Prefectural Comprehensive Disaster Prevention Information System
- (2) Deadline for submission of proposal documents:
15 May 2007, 17:00
- (3) For further details, please contact:
Shimane Prefecture Fire and Disaster Prevention Division
1 Tonomachi
Matsue City
Shimane Prefecture
690-8501
JAPAN
TEL : +81-852-22-5885

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年 3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Gassho

3 代表者の氏名

佐藤 大典

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市天神町114番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域における社会的課題に事業的手法で取り組む活動（以下、「ソーシャルベンチャー」という。）の普及を促進することで、活力ある地域づくりと豊かな生活の創造に貢献することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成19年3月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おやこ劇場浜田・那賀センター

3 代表者の氏名

寺井 月江

4 主たる事務所の所在地

島根県浜田市黒川町1124番5

5 定款に記載された目的

この法人は、創造性あふれる文化環境づくりと、子どもとおとなが共に育ちあう環境づくりを推進することによって、子どもの社会参画の機会を拡充し、かつ子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

浜田地区県政情報コーナー（浜田合同庁舎1階）

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項に規定する非自動はかり（第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検 査 区 域
11月19日から12月18日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、斐川町、海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検査 期 日	検査 場 所	検 査 区 域
6 月 1 日から 8 月31日まで	特定計量器の所在の場所	益田市、雲南市、斐川町、海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
益田市	5 月 9 日	10時から15時30分まで	益田市役所
	5 月10日	10時から16時まで	
	5 月11日	10時から11時まで	
	5 月15日から17日	9 時30分から16時まで	
	5 月18日	9 時30分から12時まで	
	5 月29日及び30日	9 時30分から16時まで	
	5 月31日	9 時30分から12時まで	
雲南市	6 月 4 日	9 時30分から15時30分まで	雲南市役所
	6 月 5 日から 8 日	10時から15時30分まで	
	6 月11日	10時30分から15時まで	
	6 月12日	10時から12時まで	
	6 月13日	11時から15時まで	
	6 月14日	10時から15時30分まで	
	6 月15日	10時から12時まで	
知夫村	6 月25日	13時30分から16時まで	知夫村役場
海士町	6 月26日	14時から16時30分まで	海士町役場
	6 月27日	9 時30分から14時まで	
西ノ島町	6 月28日	10時から15時まで	西ノ島町役場
	6 月29日	10時から12時まで	
隠岐の島町	7 月 4 日	14時から16時まで	隠岐の島町役場

	7月5日	9時30分から15時30分まで	
	7月9日	13時30分から16時30分まで	
	7月10日	9時30分から15時30分まで	
	7月11日	9時30分から15時30分まで	
	7月12日	9時30分から13時30分まで	
斐川町	8月29日及び30日	10時から15時まで	斐川町役場

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
平田都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 役務の名称及び数量
ネットワーク連携基盤の賃貸借及び保守業務並びに構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年 1月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

富士通株式会社島根支店 島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

69,649,230円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項の規定による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
川上昌彦後援会	川上 昌彦	河上 清	出雲市多伎町口田儀659 - 1
藤間恵一後援会	山根 英毅	今崎真一郎	江津市江津町1520 - 68
一步の会	池田 一	永戸 富夫	簸川郡斐川町大字求院1389
溝口善兵衛益田後援会	宮隅 啓	竹内 優機	益田市駅前町 3 - 3
新・明江会	茅島 昇	河野 正行	江津市都野津町2277 - 19
日本共産党安達みつ子後援会	田中幾太郎	下寺 養正	益田市高津 6 - 12 - 1
佐々木雄三後援会	多々納 勇	小村 隆一	出雲市大塚町1136 - 5
仙山峠口マンチック街道委員会	波多野 誠	波多野 誠	大田市朝山町仙山415 - 2
成相安信後援会	成相 安信	長岡 西治	出雲市塩冶有原町 6 - 45
久城けいじ後援会	田原 裕司	瀧本 雅彦	益田市本町 1 - 57
矢富洋司後援会	野村 好晴	矢富 和心	益田市津田町1374 - 1

島根県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧

自由民主党大社支部	代 表 者	小川 峰夫	手銭 長光
自由民主党島根県防衛支部	会計責任者	原 芳人	布野 芙美夫
自由民主党湖陵町支部	会計責任者	三原 康成	福間 善九郎
自由民主党島根県旅客船支部	代 表 者	野津 達雄	永海 大和
	会計責任者	木下 典久	野津 達雄
自由民主党島根県薬剤師支部	会計責任者	大塚 泰治	高田 和宏
自由民主党伯太支部	会計責任者	長谷 憲二	瀬尾 宏美

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
中島謙二後援会	代 表 者	中谷 健祐	須藤 直紀
宮隅はじめ後援会	代 表 者	松崎 励	秋吉 直幸
島根県清酒産業振興会	会計責任者	園山 祐三	若槻 文男
田淵秀喜後援会	代 表 者	石塚 博	宮原 一正
中村健二後援会	代 表 者	石塚 博	宮原 一正
ふじた厚を育てる後援会	会計責任者	高橋 寛	船木 勝義
室安延博後援会	代 表 者	寺森 弘武	小林 克己
	会計責任者	室安 政子	室谷 良秋
岡本昭二後援会	代 表 者	安藤 美文	三原 兼之
	会計責任者	千代延 照雄	原田 敏弘
鎌原ヤシ工後援会	会計責任者	鎌原 茂幸	飯塚 清四郎
島根中村ひろひこ後援会	主たる事務所の所在地	松江市西茶町26 アルファステイツ穴道湖1103号	松江市東朝日町192 - 1 サークルシティ東朝日町913号
島根県調理師会政治連盟	代 表 者	曾田 誓一	景山 一彦
足立昭二後援会	代 表 者	長妻 清	藤原 省次
	会計責任者	藤原 省次	長妻 清
たけごし創一後援会	主たる事務所の所在地	大田市大田町大田八31	大田市大田町大田イ330 - 1
松江市議会松政クラブ	主たる事務所の所在地	松江市内中原町140 - 2	松江市堂形町881
島根県薬剤師連盟	代 表 者	田中 慎二	由木 捷
	会計責任者	大塚 泰治	高田 和宏
島根県藤井基之薬剤師後援会	代 表 者	田中 慎二	由木 捷
	会計責任者	大塚 泰治	高田 和宏
村松ひでと後援会	代 表 者	村松 豪人	山岡 輝夫
松原義生後援会	代 表 者	上ヶ山 慶市	秋好 実
湯浅勝後援会	会計責任者	浜津 登	浜野 孝司
門脇誠三後援会	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四、43番地2	隠岐郡隠岐の島町中町目貫の一、7番地
島根県社会保険労務士政治連盟	会計責任者	浜田 仙吉	岩田 英俊

島根県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
新しい流れをつくるみんなの会		平成18年12月28日
森脇ひろ子後援会		平成18年12月31日
石田良三後援会		平成18年 3 月31日
原敏夫後援会		平成18年12月31日
遠藤公輝後援会		平成18年12月31日
広野紘後援会		平成18年12月25日
生和会		平成19年 1 月30日
山野内まさと後援会		平成18年12月30日
矢富洋司後援会		平成17年12月31日
田中まさひろ後援会		平成19年 2 月28日
森山たかし後援会		平成18年12月31日
澄川勝哉後援会		平成18年12月31日

島根県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
川上 昌彦	島根県議会議員	川上 昌彦	出雲市多伎町口田儀659 - 1	川上 昌彦
池田 一	島根県議会議員	一步の会	簸川郡斐川町大字求院1389	池田 一

島根県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 3 月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石田 良三	島根県議会議員	石田良三後援会	大田市長久町土江455	石田 良三
岩本 久人	参議院議員	新しい流れをつくるみんなの会	松江市比津が丘3-12-20	岩本 久人
川上 昌彦	島根県議会議員	ふるさと昌亀の会	出雲市多伎町口田儀659-1	川上 昌彦

島根県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成19年3月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
身体障害者療護施設ラポール宝生苑	益田市久城町531番地	平成19年3月19日
特別養護老人ホームみせんの里	出雲市大社町遙堪65番地2	平成19年3月19日

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第2号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成19年10月採用島根県警察官(大学卒)採用試験を次のとおり実施する。

平成19年3月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成19年4月2日(月)~同年4月27日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)。郵送による場合は、4月27日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月20日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	20名	警察本部又は県内の警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

ア 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学(島根県人事委員会が同

等と認める者を含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成19年 9月30日までに卒業する見込みの者

イ 昭和60年 4月 2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成19年 9月30日までに卒業する見込みの者

(2) 次の各号に該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試験	平成19年 5月13日(日) 受付時間 8:40~9:00	松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	6月7日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。
	試験時間(予定) 9:30~17:00		島根県立大学 (浜田市野原町)	
第 2 次 試験	7月上旬に松江市で実施する予定 (第1次試験合格通知の際に通知する。)			7月27日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容										
第 1 次 試験	教養試験(180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験										
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">男 性</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">男 性</td> <td>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td>・色覚 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・聴力 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・指及び関節 正常であること。</td> </tr> <tr> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男 性	・身長 おおむね160センチメートル以上	・体重 おおむね47キログラム以上	男 性	・胸囲 おおむね78センチメートル以上	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上	・色覚 正常であること。	・聴力 正常であること。	・指及び関節 正常であること。	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男 性	・身長 おおむね160センチメートル以上										
		・体重 おおむね47キログラム以上										
男 性	・胸囲 おおむね78センチメートル以上											
	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上											
	・色覚 正常であること。											
	・聴力 正常であること。											
	・指及び関節 正常であること。											
・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。												
体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。											
特技加点(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。											
第 2 次 試験	人物試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)										
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等についての試験										

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、島根県出雲市大社町トモ島の最高頂点を中心として半径1,500メートルの線によって囲まれる海域（ただし、日御碕神社浜の鳥居南端、小亀島最高頂点及び出雲市神戸川河口中央の各点を順次結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径1,500メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者が船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして行う釣りを禁止する。ただし、島根海区海面利用協議会長が、6 月15日から10月31日の期間内であらかじめ承認した者については、この限りでない。

なお、この指示の有効期間は、平成19年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までとする。

平成19年 3 月30日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

